

「スマート CX（損失限定取引）約款」に関する新旧対照表

平成 29 年 8 月 31 日

株式会社アステム

変 更	現 行
<p>本約款は、<u>受託契約準則第 8 4 条</u>に基づき株式会社アステム（以下「当社」という。）の定める損失限定取引に基づく取引（以下「損失限定取引」という。）の取引約款であり、以下の条項に基づき取引を行うものとする。</p> <p>第 5 条（取引の期限） 当月限納会により取引限月が 4 番限となったときは、4 番限での最終営業日の日中立会にて、お客様の計算において当該建玉を決済する。<u>（期限のない銘柄を除く）</u></p> <p>第 1 2 条（取引の手続き） 2. 本取引の開始に当っては、委託者は第 6 条に定めた委託者証拠金をもとに当社が設定した預り証拠金を差入れるものとする。</p> <p>附 則 平成 2 9 年 9 月 1 日より施行する。</p>	<p>本約款は、<u>受託契約準則第 6 条の 3</u>に基づき株式会社アステム（以下「当社」という。）の定める損失限定取引に基づく取引（以下「損失限定取引」という。）の取引約款であり、以下の条項に基づき取引を行うものとする。</p> <p>第 5 条（取引の期限） 当月限納会により取引限月が 4 番限となったときは、4 番限での最終営業日の日中立会にて、お客様の計算において当該建玉を決済する。<u>（金限日取引を除く。）</u></p> <p>第 1 2 条（取引の手続き） 2. 本取引の開始に当っては、委託者は第 6 条に定めた委託者証拠金をもとに当社が設定した預り証拠金を差入れるものとし、<u>本取引と通常取引の併用はできない。</u></p>